

令和7年度 鎌ヶ谷市立第四中学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1. いじめ防止等に対する基本姿勢

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等、当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ①「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ②すべての生徒が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ③いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務

- ①生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ②いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

※「抱え込み」が許されないことの法的根拠

教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策会議」への通報などの適切な措置をとる。

（いじめ防止対策推進法第23条 第1項）

（3）生徒の責務

- ①いじめを行ってはならない。
- ②いじめを認識しながら放置してはならない。
- ③いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「いじめ防止対策委員会」について

（1）組織の構成

この組織は、日常は生徒指導全般について話し合うが、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

■ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議（学校いじめ対策会議）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・関係学年主任・担任、その他必要に応じて、
教育相談担当、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針の策定及び学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口設置
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有及びいじめであるかどうかの判断また、いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

3. 学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画

	会議等	未然防止 わかる授業の推進・道徳教育の充実	早期発見
4 月	・学校いじめ対策会議 (基本方針・年間計画) ・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・保護者会	・いじめ防止月間 ※いじめの定義確認 ・道徳 ・ネット安全教室	
5 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議	・道徳 ・林間学校（2年） ・全校集会	・教育相談アンケート
6 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・学区安全ネットワーク会議	・道徳 ・修学旅行（3年）	・1、2年生教育相談（生徒＋担任） ・3年生進路相談 ・前期いじめ調査アンケート
7 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議 ・保護者会	・道徳 ・授業参観	・三者面談（3年生） ・二者面談（1・2年生） ・前期いじめ調査アンケート追跡調査
8 月		・職員のいじめ防止研修 ・部活動（新チーム）	・三者面談（3年生） ・二者面談（1・2年生）
9 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議	・道徳 ・全校集会	
10 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議	・合唱祭（思いやり・協力） ・道徳 ・授業参観週間	・教育相談アンケート
11 月	・いじめ対策部会（毎週水曜日） ・職員会議	・道徳	・後期いじめ調査アンケート ・3年三者面談

			・ 1、2年教育相談 (生徒＋担任)
12月	・ いじめ対策部会（毎週水曜日） ・ 職員会議 ・ 保護者会	・ 道徳 ・ 授業参観	・ 後期いじめ調査アンケート追跡調査
1月	・ いじめ対策部会（毎週水曜日） ・ 職員会議	・ 道徳 ・ 全校集会	・ 教育相談アンケート ・ 1、2年二者 or 三者面談
2月	・ いじめ対策部会（毎週水曜日） ・ 職員会議 ・ 新入生保護者説明会	・ 道徳	・ 教育相談アンケート
3月	・ いじめ対策部会（毎週水曜日） ・ 職員会議 ・ 保護者会	・ 道徳 ・ 授業参観	

4. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

(1) 安全・安心な学校生活

- ・ チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等、授業中の規律の徹底
- ・ 時間を意識した行動、自己管理能力の育成等、基本的な生活習慣の確立
- ・ 教室環境の整備（ユニバーサルデザインを意識した教室環境）
- ・ 1年間を見通した学級経営計画ときめ細かな生徒理解や指導
- ・ 教職員の不適切な発言や体罰に対する意識の高揚

(2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・ 生徒に自己存在感を与える場面のある授業づくりや共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ・ 教職員による相互の授業参観の実施

(3) 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ・ 道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- ・ 生活記録ノートを活用した担任とのコミュニケーション、生徒の悩み等の把握
- ・ 学年集会や全校集会の実施
- ・ 良好な人間関係を築くため、生活委員等によるあいさつ運動の実施

(4) いじめに対する正しい知識

- ・インターネットやスマホ等の利用に関する情報モラルの周知
- ・発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の実施

(5) 教職員間における情報の共有

- ・学年会での情報の共有や生徒指導部会での情報の共有
- ・授業時間外の生徒の様子の確認等による問題兆候の把握

5. いじめの相談・通報について

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- ・相談箱を職員室前廊下に設置する。
- ・スクールカウンセラーへの相談ができることを周知する。
- ・養護教諭及びセクハラ相談員への相談ができることを周知する。

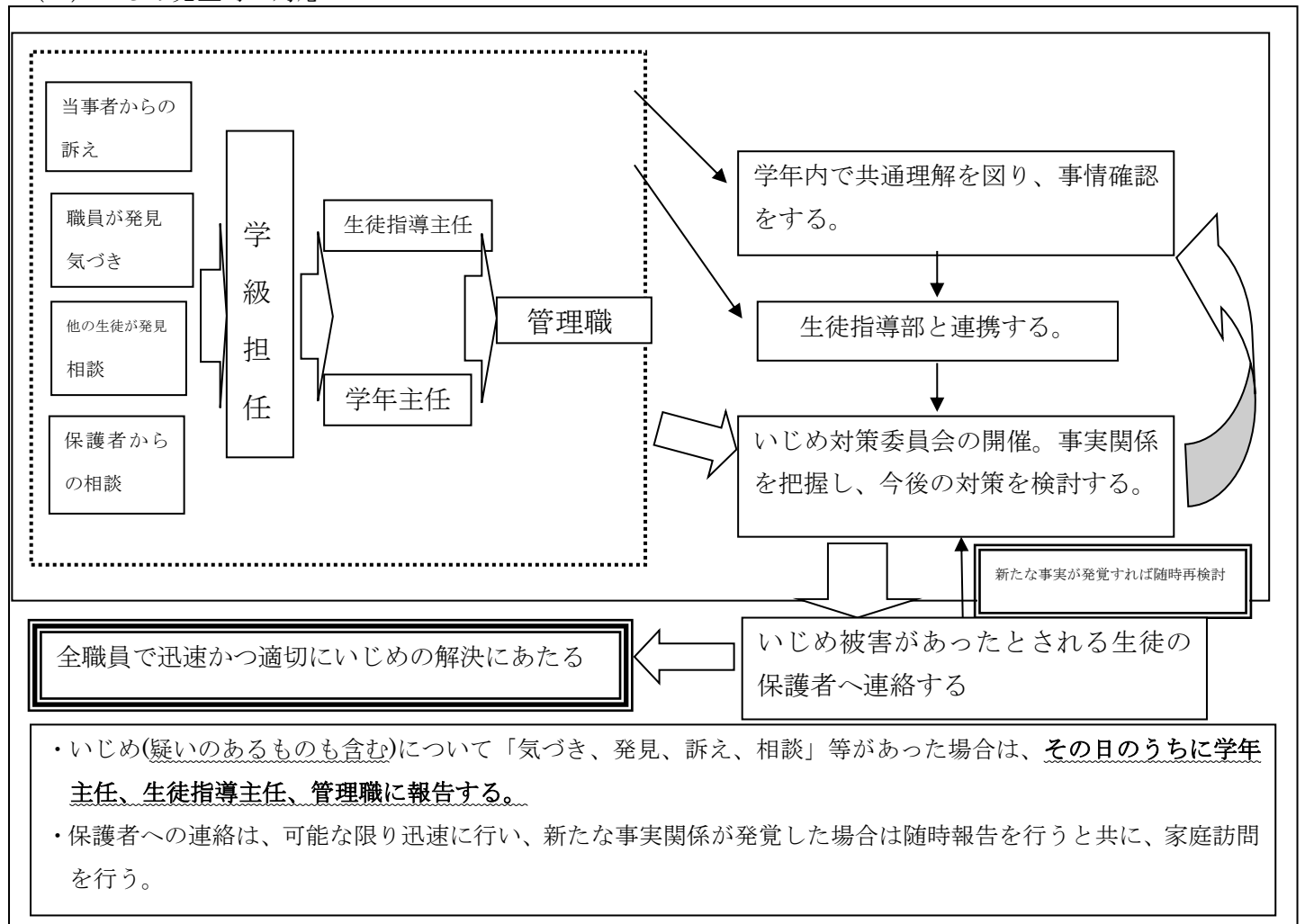
(2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口の周知

- ・「相談窓口カード」を配布する。
- ・「相談通報窓口」

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市青少年センター	0 4 7－4 4 5－4 3 0 7
鎌ケ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	0 4 7－4 4 5－4 9 5 3
2 4 時間子供 S O S ダイアル	0 1 2 0－0－7 8 3 1 0（なやみ言おう）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0－4 1 5－4 4 6
子どもの人権 1 1 0 番	0 1 2 0－0 0 7－1 1 0
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0 1 2 0－7 8 3－4 9 7
市川児童相談所	0 4 7－3 7 0－1 0 7 7
千葉いのちの電話（2 4 時間）	0 4 3－2 2 7－3 9 0 0
チャイルドライン千葉	0 1 2 0－9 9－7 7 7 7
SNS 相談@ちば	 二次元コード

6. いじめが発生または疑いがあることが発覚した場合

(1) いじめ発生時の対応



(2) 重大事態への対処について

重大事態とは・・・(いじめ防止対策推進法第28条)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合は、速やかに対応する。

7. 公表、点検、評価等について

- (1) いじめ防止基本方針は、学校のホームページに記載し、公表する。
- (2) 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取り組み等を評価する。
- (3) 評価を分析し、取り組みの見直しをする。